

# 旅行条件書(募集型企画旅行)〈地域限定〉

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行業法第12条の5による契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は一般社団法人みどり市観光協会(以下「当協会」という。)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という。)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件の他、下記条件・最終旅行日程表及び当協会の「標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

## 2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- ① 電話、郵便及びファクシミリなどの通信手段でのご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して3日以内にお申込金のお支払いを頂きます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込をお支払い頂いた時点で契約の成立となります。
- ② 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨をお申し出ください。当協会は可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担になります。

## ③ お申込金

旅行代金	お申込金
1万円未満	3,000円以上旅行代金まで
1万円以上3万円未満	6,000円以上旅行代金まで
3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
6万円以上10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
10万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

## 3. 確定書面(最終日程表)の交付

当該契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されていない場合は、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日7日以内の申し込みの場合は旅行当日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」という)をお渡しします。

## 4. 旅行代金

- ① 各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人1名様あたりの代金です。
- ② 子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様に適用しますが、利用運送機関等が就学前のお子様にも別途料金を設定している場合など、別途子供料金を收受する場合があります。
- ③ 旅行代金は原則としてご出発の21日前までにお支払いください。

## 5. 旅行内容・旅行代金の変更

- ① 当協会は天災地変・運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会の関与し得ない事由が発生したには、お客様に理由を説明して旅行契約の内容を変更することができます。但し、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。
- ② 当協会は運送・宿泊機関等の適用運賃・料金の改定及び理容人数により旅行代金が異なるコースの場合及びお客様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することができます。

## 6. お客様の交替

- ① お客様は、当協会の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様には、必要事項を記載した書面を当協会に提出していただくとともに交替に際して発生した実費をお支払いいただきます。
- ② 当協会は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交代をお断りする場合があります。
- ③ 旅行契約上の地位の譲渡は、当協会の承諾があった時に効力を生じるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けたものが、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 7. お客様による契約の解除

- ① お申込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、お一人につき次の取消料を払って旅行契約を解除できます。
- ② 取消料

区分	取消料
旅行開始日の前日から起算して 21日目にあたる日以前の解除(日帰り11日目)	無料
旅行開始日の前日から起算して 7日目にあたる日以降の解除(日帰り10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して 20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除及び無連絡不参加	旅行代金の100%

③ 次に掲げる場合は取消料を頂きません。

- (1) 旅行契約内容に、第5項①に例示されるような当協会の関与し得ない理由による変更により旅行日程が変更されたとき
- (2) 第5項②において旅行代金が増額改定されたとき
- (3) 当協会がお客様に対し第3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき
- (4) 当協会の責めに帰すべき事由により当初の旅程通りの実施が不可能となったとき

## 8. 当協会による旅行契約の解除

- 当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することができます。
- ① お客様が当協会が予め明示した申込条件を満たしていないことが判明したとき
  - ② お客様の病気、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないと認めるとき
  - ③ 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
  - ④ お客様の数が最少催行人員に達しなかったとき
  - ⑤ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき及び他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき

- ⑥ お客様が暴力団員等反社会的勢力であると認められるとき及び当協会に対して暴力的・不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為等を行ったとき

#### 9. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、運送機関の定める有料手荷物料金や超過手荷物料金、傷害・疾病に関する医療費、自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費などは旅行代金に含まれていません。

#### 10. 当協会の責任と損害賠償・免責事項

##### ① 当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失にてお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償致します。但し、損害の発生の翌日から起算した2年以内にお申し出があった場合に限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当協会に故意または重大な過失がある場合)として賠償します。

##### ② 免責事項

当協会は例え次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- (1) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
- (2) 伝染病等による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難
- (3) お客様自身の故意または過失による損害
- (4) 運送機関の遅延、不通またはこれらによって生じる旅行日程の変更等、当協会の関与し得ない事由による損害

#### 11. お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

#### 12. 特別補償

当協会はお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

#### 13. 旅程保証

- ① 当協会は契約内容に掲げる重要な変更が行われたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし変更補償金の額は、1募集型企画旅行について旅行代金の15%を上限とします。また、1旅行商品について変更補償金の額が千円未満の場合は支払いません。

##### ② 変更内容

- (1) 旅行開始日または旅行終了日の変更
- (2) 入場する観光地または観光施設その他の旅行目的地の変更
- (3) 運送機関の等級または設備のより低い物への変更
- (4) 運送機関の種類または会社の変更
- (5) 宿泊機関の種類または客室の変更

- ③ 前記に係わらず変更理由が第5項①に掲げた不可抗力の場合、当協会は変更補償金を支払いません。

#### 14. 個人情報

- ① 当協会は旅行のお申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
- ② 当協会は事故等の発生に連絡し警察の捜査時の資料提供および国土交通省・官公署その他官署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- ③ 申込書、参加者名簿、お問い合わせ等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みの際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意頂くものとします。
- ④ 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の修正・削除、個人情報の利用停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合はお申し出ください。

#### 15. その他

- ① この条件に定めのない事項は標準旅行業約款によります。
- ② ツアーの催行中止に係わらず金融機関が收受する振込手数料はお客様負担となりますのでご了承ください。
- ③ 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行企画・実施
群馬県知事登録旅行業 地域ー550号
一般社団法人みどり市観光協会
〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1034-5
TEL 0277-46-7289 FAX 0277-46-7291
営業時間 9:00~16:00 (年末年始を除く)
総合旅行業務取扱管理者 中尾 一敏
国内旅行業務取扱管理者 安西 未佳
※募集型企画旅行実施可能区域: みどり市・桐生市・太田市・伊勢崎市・沼田市・佐野市・鹿沼市・日光市